

リアリスティック一発合格松本基礎講座ガイダンス

法改正も基礎も

基礎講座なら網羅！

講師レジュメ

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰巳法律研究所

1 2年目以降の選択肢

	①独学		②中上級講座	③基礎講座
	i 直前期（4月～6月）の答練・模試のみ	ii 3月までに特定の科目や演習講座を受講		
費用	○		△	×
*来年度に合格できないと、いずれも「×」				
法改正など最新情報（*1）	×	△	○	
法改正のない分野の説明	/		△ *講座による	○
情報の網羅性（*2）			×	△
出題確率の高い分野に絞った学習・未出の知識の習得	△	△	○	△

* 1 2020年度に影響がある（あり得る）改正

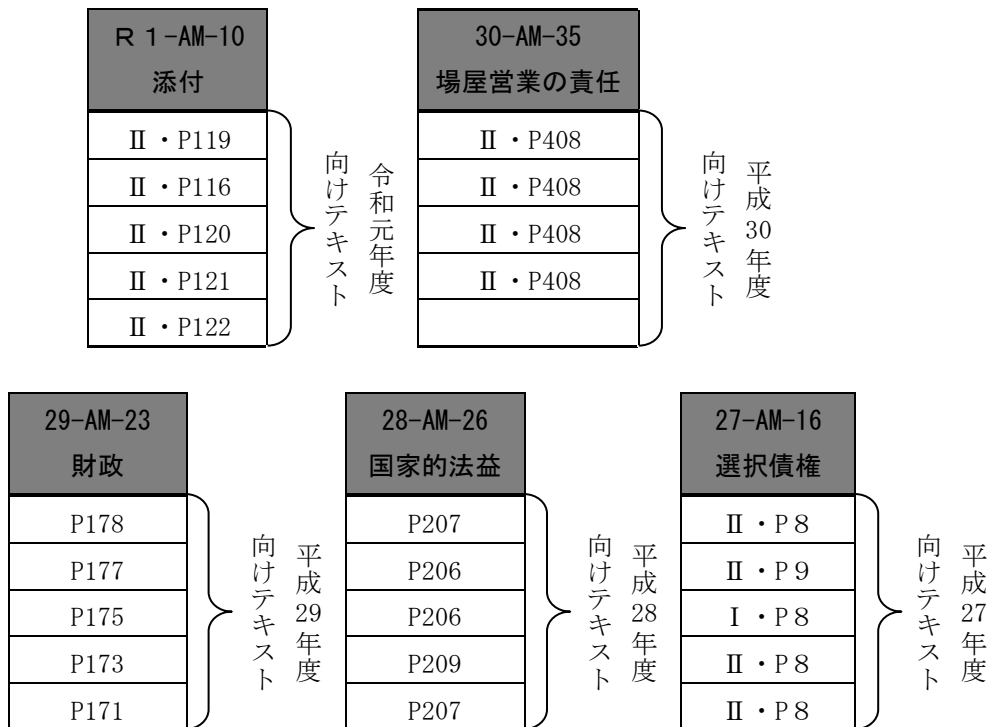
○：ほとんど確実に出題範囲となる

△：出題範囲となるかならないか現時点では不明

		各科目への影響度
民法	○債権法改正	民法：大
	○相続法改正	不動産登記法：小～中 会社法：わずか 商業登記法：なし 民事訴訟法：小 民事執行法：わずか 民事保全法：わずか 供託法：小 司法書士法：なし 刑法：ごくわずか 憲法：なし

	△特別養子	民法 : わずか
民事執行法	△・債務者財産の開示制度の実効性の向上 ・不動産競売における暴力団員の買受け防止 ・子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化 ・差押禁止債権の範囲変更の制度の周知 ・債権執行事件の終了の規定の新設	民事執行法 : 小
司法書士法	△使命・司法書士法人・懲戒	司法書士法 : 小
	△欠格事由	司法書士法 : 小

* 2 網羅的な学習の必要性



2 試験が求めているものとは？

3 教材（テキスト）の重要性

1. 使用テキスト

- ・民法 : 市販テキスト『リアリスティック民法（債権法改正・相続法改正完全対応版）』（2018年12月発売）
- ・不動産登記法 : 市販テキスト『リアリスティック不動産登記法（債権法改正・相続法改正対応版）』（2019年7月発売）
- ・会社法・商業登記法 : 市販テキスト『リアリスティック会社法・商業登記法』（2019年9月発売）
- ・その他の科目 : 講座専用テキスト『Realistic Text』

2. 講義中に書き込みをして最高のテキストを作り上げていく

- ・赤：結論（記憶）
- ・青：理由・趣旨
- ・緑：複数の知識に関係（記憶）
- ・黒：出ない（具体例，実務の話など）

3. 知識の抽象化をしていく

見本 1 —— 債権法改正・相続法改正完全対応版『リアリスティック民法Ⅱ』P308

2019 年度向け本試験出題予想会レジュメ P 8

令和元年度（午前）

第 14 問 抵当権の消滅に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ウ 抵当権によって担保されている債務を主債務とする保証の保証人は、抵当不動産を買い受けたときは、抵当権消滅請求をすることができる。

エ 停止条件付きで抵当不動産を取得した者は、停止条件が成就していない間は、抵当権消滅請求をすることができない。

オ 抵当権消滅請求は、抵当権の実行としての競売による差押えの効力が発生する前に、しなければならない。

P305 L	「第三取得者」に当たる者	「第三取得者」に当たらない者
	①所有権を取得した者	①所有権以外の権利を取得した者 抵当権者に有利に法改正がされたため、所有権のみに限定されました。 なお、譲渡担保権者も第三取得者に当たりません（最判平7.11.10）。譲渡担保権者は完全な所有権を取得したわけではないからです（P319（2））。
②不動産の所有権のすべてを取得した者	②不動産の持分を取得した者 持分のみについて抵当権が消滅するとなると、抵当権者が不利益を受けます。持分は、価値が低いからです（P124～125の「好ましくない共有は単有への過渡的な形態」）。仮に、持分2分の1の価格の支払を受けてその持分上の抵当権が消滅し、抵当権の残存した持分2分の1を競売しても、その持分は不動産の2分の1の価格では売れません。	
P305 L	③特定承継により取得した者	③包括承継により取得した者
	④有償で取得した者・無償で取得した者 代価を支払うわけではないため、有償か無償かは関係ありません。	④主たる債務者、保証人およびこれらの者の承継人（民法380条） これらの者は、本来全額を弁済する立場にある者です。第三取得者にイニシアティブのある制度ですから（上記の「方向性」）、全額を弁済すべき者からの請求は認められません。
	⑤解除条件付で取得した者 一応、所有権を取得しています。	⑤停止条件付で取得した者（民法381条） まだ所有権を取得していない者が消滅させられるのはおかしいからです。

・ 抵当権消滅請求

【消滅請求権者】

所有権のすべてを特定承継により取得した者

∴ 前身の^{てきじよ}滌除が悪用されたので、限定された

見本2 —— 『リアリスティック会社法・商業登記法 I』 P80～81

令和元年度（午前）

第 27 問 株式会社の設立に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

イ 定款に成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項についての定めがない場合において、株式会社の設立に際して当該事項を定めようとするときは、発起人は、その全員の同意を得なければならない。

オ 発起設立の場合において、発起人が株式会社の成立の時までに公証人の認証を受けた定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けるには、発起人の過半数の同意を得れば足りる。

発起人の決定の考え方

【原則】 発起人の過半数（人数ベース）

発起人が複数いる場合、発起人は民法上の組合を形成していると解されているからです。組合の意思決定は、原則として組合員の過半数（人数ベース）によります（民法 670 条 1 項）。 —— 民法Ⅲのテキスト第 7 編第 9 章 3 1. (1)

【例外①】 発起人全員の同意 —— 株式関連の事項

株式は、株式会社にとって非常に重要だからです。

P78～79③の発行可能株式総数の設定・変更が発起人全員の同意が必要だったのも、株式関連の事項だからです。上記①～③も株式関連の事項なので、発起人全員の同意が必要となります。

【例外②】 発起人の過半数（議決権数ベース） —— 発起設立にける設立時役員等の選解任

これは、P99 で説明します。

見本3 —— 債権法改正・相続法改正対応版『リアリスティック不動産登記法Ⅰ』

P463～464

令和元年度（午後）

第20問 抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

エ 更改前の債務の目的の限度において、当該債務の担保として甲土地に設定された抵当権（債権額1000万円）を更改後の債務に移した場合に、債権者更改による新債務担保を登記原因とする抵当権の変更の登記の登録免許税は、2万円である。

2 債務者の変更の登記・更正の登記

1. 債務者の変更の登記・更正の登記に共通するハナシ

抵当権の登記事項である債務者に変更があった場合・錯誤または遺漏があった場合には、債務者の変更の登記・更正の登記を申請できます。原因ごとに変更の登記・更正の登記をみていく前に、この1.で、**債務者の変更の登記・更正の登記に共通するハナシ**をみます。この共通点のウラにある考えは、抵当権の債務者は、（必要的登記事項ですが）扱いが**軽い**ということです。

(1) 申請人

すべて、以下の申請構造（共同申請）を採ります（不登法60条）。

- ・登記権利者：抵当権者
- ・登記義務者：設定者

「この場合、債務者が増えるから設定者に有利なのは……」などと考えるのはいけません（そういったことを考えさせるひっかけ問題が出ます）。抵当権の債務者は扱いが**“軽い”**ので、どのような変更の登記・更正の登記であっても、上記の申請構造となります。どちらに有利であるかを考えない場合に、登記権利者が抵当権者・登記義務者が設定者となるのは、以下の考え方があからずかです。

どっちにも有利といえない場合は？

共同申請で行う乙区の担保物権の変更の登記・更正の登記において、その変更・更正がどっちにも有利といえない場合は、以下の申請構造となります。

- ・登記権利者：担保権者
- ・登記義務者：設定者

担保物権は担保権者の権利ですので、どっちにも有利といえない場合は上記の申請

構造となるのです。

また、設定者を登記義務者にしておいたほうが登記の真正が確保されやすいからでもあります。登記義務者は、登記識別情報などの提供が求められ、本人確認・意思確認が厳格にされます。設定者は、不動産の所有者などですから、その不動産に最も強い利害関係を有しています。その設定者について本人確認・意思確認を厳格にしておけば、虚偽の登記がされることを防げるだろうという発想なんです。

(2) 添付情報

(a) 印鑑証明書

所有権を目的として設定された抵当権であれば、所有権の登記名義人が登記義務者となりますが、申請情報または委任状に設定者が**実印で押印する必要はなく印鑑証明書を提供する必要もありません**（不登規 48 条 1 項 5 号, 47 条 3 号イ (1) かつこ書, 49 条 2 項 4 号. P95 の「『認印でよいか』『実印で押印し印鑑証明書の提供が要求されるか』の判断基準」の例外）。抵当権の債務者は扱いが“軽い”からです。

(b) 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報

登記上の利害関係を有する第三者は存在しません。抵当権の債務者は扱いが“軽い”からです。このことから、以下の 2 つの Realistic rule が導かれます。

P409=

P426

Realistic rule

- ① 抵当権の債務者の変更の登記・更正の登記において、「**登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報**」を提供することはありません。
- ② 抵当権の債務者の変更の登記・更正の登記は、**すべて付記登記**でされます。

(3) 登録免許税

すべて不動産 1 個につき 1000 円です（登免法別表第 1.1. (14)）。

4 合格点を取るには？

午前択一	午後択一
1. 合格に必要な知識を思い出せるように	1. 合格に必要な知識を思い出せるように 2. 以下の負担がある中で実力を出せるように ・午後択一は午前択一，記述は午後択一の手応え ・制限時間の厳しさ ・難問が出たときの精神的ダメージ

1. 上記1.の対策

テキストの根拠を思い出して問題を解けるようにする訓練をする

2. 上記2.の対策

①午後択一は「マイナー科目（*）→商業登記法→不動産登記法」の順で解く

*できれば司法書士法・供託法→民事訴訟法・民事保全法・民事執行法

②「午後択一 35 問」1 セットを直前期（4 月～6 月）に1 週間に1 回こなす（素材は答練・模試・年度別の過去問）

③肢の途中で、キーフレーズからテキストの該当箇所を思い出す訓練をする

令和元年度（午後）

第 14 問 A を所有権の登記名義人とする農地である甲土地に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 甲土地について、A から B への売買を登記原因とする所有権の移転の登記手続を命ずる確定判決の理由中に農地法所定の許可がされている旨の認定がされている場合であっても、B が単独で所有権の移転の登記を申請するときは、農地法所定の許可があったことを証する情報を提供することを要する。

令和元年度（午後）

第 20 問 抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

イ 連帯債務者 A 及び B に対する債権を被担保債権とする抵当権の設定の登記がされている場合において、A に対する債権のみが第三者 C に譲渡されたときは、当該抵当権の一部移転の登記を申請することができる。

5 フォロー制度の充実度

1. 毎回の講義終了時に「解くべき過去問のナンバー」「申請書の番号（不動産登記法・商業登記法）」をお伝えする

2. 過去問演習，質問・相談制度

本講座は、フォロー制度として講座専用ブログ（受講生の方のみに URL・パスワードを通知）を使用。講座専用ブログでは、以下の 2 点のフォローを行う。

① コメント欄でのご質問・ご相談受付

* 基本的に松本が一人で回答しているため、コメントを制限する場合あり

② 毎回の講義終了後に解く過去問の情報

- ・ テキスト未掲載の知識・まだ講義で触れていない知識の指摘
- ・ 解いていただいた過去問のすべての肢（テキストに根拠がある肢）の根拠ページを記載
- ・ 一部の肢の解説（学説問題など）

3. 推測採点基準（松本作成）の提供（2020 年度本試験の直前期）

6 必ず実際の講義を観てから決める

- ・リアリスティック導入講義 民法の全体像①②（ガイドンス5・6）
- ・民法第1回講義
- ・リアリスティック導入講義 不動産登記法の全体像（ガイドンス8）
- ・不動産登記法第1回講義

【視聴方法】

- ・司法書士試験超短期合格法研究ブログ／松本の無料動画
https://sihousyosisikenn.jp/shihousyoshishikenn_muryoudouga

法改正も基礎も基礎講座なら網羅！

ーリアリスティック発合格松本基礎講座ガイドンサー

7 今から受講し始めた場合の講義消化スケジュール

【7/20 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	28回	84時間	61日	7/20 ~ 9/18
不動産登記法	20回	60時間	44日	9/19 ~ 11/1
会社法・商業登記法	31回	93時間	84日	11/2 ~ 1/24
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	33日	1/25 ~ 2/26
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	14日	2/27 ~ 3/11
刑法	7回	21時間	19日	3/12 ~ 3/30
憲法	6回	18時間	16日	3/31 ~ 4/15
合計	123回	369時間	271日	

→ 「週 3.18 コマ」 ペース

【8/20 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	28回	84時間	55日	8/20 ~ 10/13
不動産登記法	20回	60時間	39日	10/14 ~ 11/21
会社法・商業登記法	31回	93時間	74日	11/22 ~ 2/3
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	29日	2/4 ~ 3/3
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	12日	3/4 ~ 3/15
刑法	7回	21時間	17日	3/16 ~ 4/1
憲法	6回	18時間	14日	4/2 ~ 4/15
合計	123回	369時間	240日	

→ 「週 3.59 コマ」 ペース

【9/20 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	28回	84時間	47日	9/20 ～ 11/5
不動産登記法	20回	60時間	34日	11/6 ～ 12/9
会社法・商業登記法	31回	93時間	65日	12/10 ～ 2/12
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	25日	2/13 ～ 3/8
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	10日	3/9 ～ 3/18
刑法	7回	21時間	15日	3/19 ～ 4/2
憲法	6回	18時間	13日	4/3 ～ 4/15
合計	123回	369時間	209日	

→ 「週 4.12 コマ」 ペース

講座専用ブログの過去問情報・見本

<民法4回目>

民法4回目の講義の最後に申し上げた、解いていただく過去問（NO.7, 10, 13, 42, 46, 47, 49～51, 54～67, 69, 70）の情報をお伝えします。

「テキスト未掲載の知識」（※）は、不要とされたものを除いて補充してください。どの肢がテキスト未掲載の知識かは、本ブログをご覧になればわかりますが、過去問集にも「☆」の印を付けるなど、わかるようにしておく、後で学習がしやすくなります。

※ガイドランスで申し上げましたが、テキストには過去問知識はほとんど載せていますが、一部載せていません。本試験では、すべての肢が既存知識で構成される問題のほうが少ないため、学習していない知識も含まれている問題を解く練習をしていただくためです。

以下の文章は、必ず民法4回目の講義終了後、上記の過去問を解いた後でご覧ください。ただし、1問解いてその問題のみご覧いただくのは構いません。

【NO.7】2

※1の根拠は、P79です。

※2は、家族法における知識ですが、細かいのでⅢのテキストでも扱いません。余裕がある方は、Ⅲのテキスト P461～466 で利益相反行為を学習した後に拾ってください。その後で、解説をご覧ください。

※3の根拠は、P161です。

※4の根拠は、P85です。P85 マル1に「制限行為能力者が」とありますとおり、成年被後見人であっても、詐術を用いた場合には保護されません。

※5の根拠は、P205です。追認すると、有効で確定しますので（P205）、取り消せなくなります。

【NO.10】

※アの根拠は、P204です。

※イの根拠は、P206です。

※ウの根拠は、P83です。

※エの根拠は、P198です。入学金の支払は元々必要であった支出です。

※オの根拠は、P85です。

【NO. 13】

※アの根拠は、P53・198 です。

※イの根拠は、P53・198 です。

※ウの根拠は、P52 です。「双方善意」を探してください。Cが善意ですが、双方善意の部分がありませんので、Cは失踪宣告の取消しにより土地の所有権を失うことになります。

※エの根拠は、P52 です。「双方善意」を探してください。Dが善意ですが、双方善意の部分がありませんので、Dは失踪宣告の取消しにより土地の所有権を失うことになります。

※オの根拠は、P52 です。「双方善意」を探してください。Dが悪意ですが、その前にBおよびCが双方善意ですので、Cのところまで有効で確定し、Dは土地の所有権を失わずに済みます。このように、緑で下線を引いたまたは書き込んだものは、複数の知識や肢に使えますので、有効活用してください。

【NO. 42】 エ

※冒頭の「意思表示は要素の錯誤に基づくものであった」は、改正後は「意思表示に法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要な錯誤があった」などと書かれると思われます（IのテキストP127（1））。

※アの根拠は、P205 です。錯誤の相手方は、取消権者ではありません（P205）。

※イの根拠は、P140 です。

※ウの根拠は、P205 です。錯誤の相手方は、取消権者ではありません（P205）。

※エは、まだ講義で触れていない知識です。IIのテキストP52で扱います。

※オの根拠は、P131 です。

【NO. 46】 オ（即時取得について）

※アの根拠は、P157 です。

※イの根拠は、P167 です。

※ウの根拠は、P155 です。

※エの根拠は、P157 です。

※オの根拠は、P164 です。この肢のように、本人が代理人に特定の法律行為をすることを委託し、代理人がその法律行為をした場合には、本人が善意無過失かも問題となります（P164）。ただ、まだ即時取得について学習していないので、わからなかったと思います。即時取得は、IIのテキストP49～60で学習します。

【NO. 47】

※NO. 46 やこの NO. 47 のような問題を対話問題といいます。対話問題は、どこで話が変わったかがポイントです。話が変わったら、線を引いて区切ってください。この問題では、エの上の教授の会話に「次に、事例を変えて」とありますので、ここで大きく話が変わっています（有権代理から無権代理のハナシに変わっています）。「次に、事例を変えて」で始まる教授の会話とその上の学生の会話の間に線を引いて区切ってください。

※アの根拠は、P160 です。

※イの根拠は、P160 です。

※ウの根拠は、P157 です。

※エの根拠は、P170 です。なお、P130 にありますとおり、Ⅰ・Ⅱのテキストで重過失かどうかの問題となるのは、錯誤だけです。

※オの根拠は、P175 です。オの2つ上の教授の会話で、「過失はあった」とありますので、P175 の「過失があるのはOK」まで聞いています。

【NO. 49】 イ（契約不適合責任について）・オ

※アの根拠は、P157 です。

※イの根拠は、P163 です。たしかに、瑕疵を知っているかなどは、代理人を基準に考えます。しかし、契約不適合責任の場合は、買主は瑕疵があることを知っていても、責任追及ができると改正されました。これは、Ⅲのテキスト P245 で扱うので、まだわからなくて大丈夫です。

※ウの根拠は、P160 です。

※エの根拠は、P186 です。Ⅰのテキスト P186 (ii) の「正当な理由」とは、善意無過失のことです（Ⅰのテキスト P184 マル3）。本肢にも「善意無過失」と記載されていますが、日常家事債務についての代理権が民法 110 条の基本代理権となり、民法 110 条が類推適用されるには、「日常家事の範囲内と信ずる」について善意無過失であること（正当な理由）が必要です（Ⅰのテキスト P186 (ii)）。本肢は、「売却の権限がなかったことにつき」とありますので、善意無過失の対象が誤っています。

※オは、テキスト未掲載の知識です。これは、知識として入れる必要はありません。

【NO. 50】 イ（即時取得について）・エ

※使用者については、P191 にありますとおり、犬をイメージしながら解いてください。

※アの代理人の根拠はP192，使用者の根拠はP192です。代理の場合，法律行為に問題点があるかは原則として代理人を基準としますので（P163），代理人に重過失がなければ錯誤取消しを主張できます（P129）。それに対して，使用者の場合，法律行為に問題点があるかは本人を基準としますので（P192），本人に重過失があれば錯誤取消しを主張できません（P192）。

※イの代理人の根拠はP192，使用者の根拠はP192です。これも，アと同じく，法律行為に問題点があるかは，代理の場合は原則として代理人，使用者の場合には本人について決するという知識ですが，即時取得はまだ講義で触れていません。即時取得は，Ⅱのテキスト P49～60 で扱います。

※ウの代理人の根拠はP191，使用者の根拠はP191です。

※エは，テキストに直接の知識はありません。代理はもちろん代理人に代金額の決定権限を付与することができます（本人が納得すれば OK というのが代理の基本的な考え方です。P169）。それに対して，使用者に代金額の決定権限を付与することはできません。使用者については，犬のイメージから推理してください。犬が代金額を決定することはできないでしょう。

※オの代理人の根拠はP192（165），使用者の根拠はP192です。

【NO. 51】

※1の根拠は，P161です。

※2の根拠は，P181です。表見代理が成立するには（本人に効力が及ぶには），相手方は善意無過失である必要があります（P181）。よって，本肢では，抵当権の設定は，表見代理にはならず，本人が追認（P171）しない限りは有効となりません。

※3の根拠は，P157です。（ご質問が多かったので2019/5/26に追記しました）民法107条は効果が無権代理です。この改正に合わせて，この肢の「設定した抵当権は無効である」を「抵当権設定契約は無権代理行為である」と直すことも考えられます。ただ，追認がない場合，無権代理行為によって設定された抵当権は無効です。本人に効果が帰属しないため，所有者Bが設定したことにならないからです。抵当権設定契約は無権代理行為ですが，それによって生じるかが問題となる抵当権は，所有者である本人に効果が生じないと有効とはならないんです。よって，この肢のままの表記でも問題ありません。

※4の根拠は，P163です。

※5の根拠は，P163・143です。代理行為の瑕疵は，代理人を基準とします（P163）。そして，第三者（本肢のD）による強迫の場合に，相手方（本肢のC）を保護する規定は，詐欺（P132の民法96条2項）と異なり，ありません。

【NO. 54】

※アの根拠は、P157 です。また、P130 にありますとおり、Ⅰ・Ⅱのテキストで重過失かどうかの問題となるのは錯誤だけです。

※イの根拠は、P190 です。この肢のように「～の説に立つと」などと記載されていなければ、判例（判例がなければ通説）で答えてください。

※ウの根拠は、P186 です。不動産だと民法 110 条を類推適用できませんが（P186）、本肢のように出たら正しい肢となります（P186）。

※エの根拠は、P187 です。

※オの根拠は、P179 です。

【NO. 55】

※1の根拠は、P164 です。解答を「正しい」に変更してください。本肢のような場合、本人が知っているかも考えます（P164）。しかし、買主は契約不適合について悪意でも、担保責任を追及できると改正されました。これは、Ⅲのテキスト P245 で扱います。

※2の根拠は、P161 です。

※3の根拠は、P166 です。本肢のように「(いかなる場合でも) 責任を負うことはない」と出たら誤りです（P165 の Realisticrule）。P165 の緑を思い出して解いてください。

※4の根拠は、P160 です。

※5の根拠は、P167 です。P166 の緑を思い出して解いてください。緑がある論点は、緑から思い出せるようにしてください。緑のほうが赤よりも多数の知識に使えるからです。また、P166 の図に青で書き込んだ事例を思い出せると、解きやすくなります。

【NO. 56】 エ

※アの根拠は、P164 です。

※イの根拠は、P167 です。

※ウの根拠は、P167 です。

※エは、テキスト未掲載の知識です。代理人が復代理人を解任するのに、本人の同意が必要であるといった規定はありません。これは、知識として入れる必要はありません。

※オの根拠は、P167 です。P166 の緑を思い出して解いてください。

【NO. 57】 2

※1の根拠は、P161・191です。復代理人も代理行為をしますので（P164・167）、行為能力は不要ですが、意思能力は必要です（P161・191）。

※2は、テキスト未掲載の知識ですが、その場で考えていただければわかると思います。本人から復代理人選任の代理権を与えられているので、代理人はそれを基に復代理人を選任することができます。

※3の根拠は、P166です。ただ、改正前の文言の肢なので、改正後は出にくいです。改正後は、P166の表の赤の下線をしっかりと把握してください。

※4の根拠は、P167です。どのような理由で復代理人を選任したかにかかわらず、復代理人は代理人と同一の権利義務を有します（P167）。

※5の根拠は、P167です。復代理人は本人の代理人ですので（P166 マル2）、本人（ex. お客様）のためにすることを示す必要があります。P166の緑を思い出して解いてください。また、P166の図に青で書き込んだ事例を思い出せると、解きやすくなります。

【NO. 58】

※アの根拠は、P165です。

※イの根拠は、P167です。復代理人は本人の代理人ですので（P166 マル2）、本人のためにすることを示す必要があります。

※ウの根拠は、P167です。

※エですが、この肢のように「改正により解答不能」となっている

※オの根拠は、P167です。P167の緑を思い出して解いてください。

【NO. 59】

※アの根拠は、P173です。

※イの根拠は、P174です。このように追認したというひっかけで出ますので、P174（a）の青から思い出せるようにしてください。

※ウの根拠は、P178です。

※エの根拠は、P177です。

※オの根拠は、P170～171です。

【NO. 60】 イ

※アの根拠は、P174・175 です。

※イは、まだ講義で触れていない知識です。P172 で扱います (P172 で飛ばしたところ) です。

※ウの根拠は、P173 です。

※エの根拠は、P178 です。

※オの根拠は、P170 です。

【NO. 61】 ア

※アですが、売買代金の一部を受領することがP171の黙示の追認に当たるかは微妙です (判例などの根拠はありません)。この肢は、TACさんと辰巳は正しいとしています、LECさんは誤りとしています。判断に困る肢なので、無視してください。

※イの根拠は、P169 です。

※ウの根拠は、P190 です。この肢のように「～の説に立つと」などと記載されていなければ、判例 (判例がなければ通説) で答えてください。

※エの根拠は、P175 です。

※オの根拠は、P171 です。

【NO. 62】

※1の根拠は、P173 です。

※2ですが、そんな規定はありません。本人は「ラッキー」という理由で追認できます (P172 (b))。このように、試験委員が創作した肢を「そんな規定はない肢」と読んでいますが、これについては、テキストに根拠を書き込む必要はありません。

※3の根拠は、P174 です。このように追認したというひっかけで出ますので、P174 (a) の青から思い出せるようにしてください。

※4の根拠は、P172 です。P172 にありますとおり、特約 (双方の合意) があれば遡及効 (さかのぼる効力) を制限できます。特約とは、本人と相手方が合意することですので、遡及するかどうかを本人が一方的に選べるわけではありません。

※5の根拠は、P173 です。追認拒絶をすると、本人に効果が及ばないことに確定します (P173)。

【NO. 63】

- ※アの根拠は、P174 です。このように追認したというひっかけで出ます。
- ※イの根拠は、P172 です。
- ※ウの根拠は、P173 です。
- ※エの根拠は、P174 です。取り消すと、本人に効果が帰属しないことで確定します (P174)。
- ※オの根拠は、P172 です。

【NO. 64】

- ※1の根拠は、P183～184・181 です。P181の共通部分は、P181を検索先としてください。
- ※2の根拠は、P175 です。
- ※3の根拠は、P174 です。
- ※4の根拠は、P170・173 です。追認拒絶で、甲に効果が及ばないことが確定します (P173)。
また、丙が悪意ですので、乙に無権代理人の責任追及をすることもできません (P170 マル4)。
- ※5の根拠は、P170 です。

【NO. 65】

- ※アの根拠は、P176 です。
- ※イの根拠は、P178 です。
- ※ウの根拠は、P177 です。
- ※エの根拠は、P179 です。
- ※オの根拠は、P180 です。これがP175～176の緑の例外ですので、明確に事案を記憶してください。

【NO. 66】

- ※アの根拠は、P176 です。
- ※イの根拠は、P179・170 です。本問冒頭の3～4行目に「Cには……過失がある」とありますので (ア～オだけではなく、問題冒頭の記載もよく読んでください)、Cは無権代理人の責任追及 (履行または損害賠償請求) をすることもできません (P170)。
- ※ウの根拠は、P177 (178) です。
- ※エの根拠は、P177 です。ウ・エですが、無権代理行為をしていない相続人の選択に引っ張られます。
- ※オの根拠は、P178 です。

【NO. 67】 2

※P177の事例についての判例の見解を基にした学説問題です。学説問題については、テキスト未掲載の知識は補充する必要はありません。

※1の根拠は、P177です。無権代理人の相続分の限度で当然に有効になるわけではありません（P177）。無権代理人以外の相続人が追認しない限り、無権代理行為は有効にはなりません。

※2は、（準）共有しているものの処分は全員でしなければならない（民法251条）という知識から考えますが、まだ講義で扱っていません。ⅡのテキストP131で扱います。

※3の根拠は、P177です。

※4の根拠は、P178です。「相手方は無権代理人の責任追及ができるから（P178）、当然に有効とならなくてもいいだろ」と言いたいわけです。

※5の根拠は、P169です。全員が追認した場合には、有効になりますので、無権代理人の責任追及はできなくなります（P169要件マル2）。これは、この見解と矛盾するものではありません。

【NO. 69】

※P190に関する学説問題です。本問については、『予備校講師が独学者のために書いた司法書士5ヶ月合格法』（黄色い本）のP276～278に解法（解き方）があります。この書籍をお持ちの方は、P190をご覧になりながら、この書籍の解法（解き方）をご覧ください。本問の解法は、学説問題・推理レジュメP2の3.「二当事者対立」の解法を使って解きます。肯定説は「相手方↑、無権代理人↓」、否定説は「無権代理人↑、相手方↓」ですので（P190）、このように書き込んでから解いてください。

※アの根拠は、P190です。

※イの根拠は、P190です。

※ウの根拠は、P190です。

※エの根拠は、P190です。

※オの根拠は、P190です。

【NO. 70】

※P190 の判例の見解を基にした，学説問題です。本問の解法も，学説問題・推理レジュメ P2 の 3. 「二当事者対立」です。本問の見解は肯定説ですので，「相手方↑，無権代理人↓」と書き込んでから解いてください。

※アの根拠は，P190 です。

※イの根拠は，P190 です。

※ウの根拠は，P190 です。

※エの根拠は，P190 です。

※オの根拠は，P190 です。

次回の講義もよろしく願いいたします。

松本雅典（本ガイドンス担当講師）

主な担当講座	基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」	
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える 50 の言葉』（自由国民社）
	勉強法	『司法書士 5 ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5 ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック 1 民法Ⅰ [総則] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 2 民法Ⅱ [物権] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 3 民法Ⅲ [債権・親族・相続] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 4 不動産登記法Ⅰ 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所） ※2019年7月発売
		『司法書士試験 リアリスティック 5 不動産登記法Ⅱ 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所） ※2019年7月発売
		『司法書士試験 リアリスティック 6 会社法・商業登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所） ※2019年9月発売
		『司法書士試験 リアリスティック 7 会社法・商業登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所） ※2019年9月発売
記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）	
	『司法書士 リアリスティック商業登記法 [記述式] 解法』（日本実業出版社）	
ネットメディア	All About で連載中 https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
ブログ	司法書士試験超短期合格法研究ブログ https://sihousyosisikenn.jp/	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	

【近日開催・公開講座】

- ・ 山田×松本対談「過去問を活用した過去問を繰り返し解かなくても問題が解けるようになる方法」

東京本校 8月3日（土）18:00～19:00

山田先生（行政書士試験講師）

松本（司法書士試験講師）

- ・ 債権法改正・相続法改正対応版『リアリスティック不動産登記法』出版記念講演会

東京本校 8月3日（土）19:30～20:30

松本

あなたの熱意
辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>